

倉（「和名類聚抄」に河内国河内郡桜井郷とある）の田部を率いる首長である。つまり、飛鳥時代の長門には、どうやら河内からの豪族の一派が、すでに首長層を占めて定住していたようである。

次は正倉院文書の「周防国正税帳」だ。天平六年（七三四）と天

絹・綿、肌膚に軟らかなり。故、秦の字を訓みて、波陀と讀ふ。仍りて、秦氏の貢れる絹を以て、神を祭る劍の首を纏く。今の俗も猶然り。所謂秦の機纏の縁なり」とあり、秦氏の性格がよく述べられている。「正税帳」にみえる周防の秦連国麻呂は、かかる織物業の集団をなした秦人一族の伴造を統率する上流豪族で、その家系から正税帳（主税寮）史生として選ばれたものと思われる。また「隋書倭国伝には「秦王国」という表現もみられる。

額田部氏については、本稿第二節において藤原広嗣の乱でもすでに触れている。天平十年の「周防国正税帳」には「長門国豊浦郡擬大領正八位下額田部直広麻呂」とあるのに対して、「続日本紀」天平十二年九月条には「長門国豊浦郡少領外正八位上額田部広麻呂」となっている。また「続日本紀」神護景雲元年四月条には「長門国豊浦郡毅外正七位上額田部直塞守銭百万、稻一万束を献ず。外従五位上を授け、豊浦郡の大領に任ず」とあり、一種の売官であるらしくて、いずれにせよ、額田部氏が代々から豊浦郡領をつとめ、豊浦軍団の軍毅などに任せられるなどして富豪をきわめた名族であることは、前にも述べた。額田部直とは、敏達天皇の皇后額田部皇女（推古天皇の幼名）の名代部の伴造だったとすれば、額田部氏は六世紀後半の敏達朝の頃より、この地にすでに住んでいたことが推測される。「和名抄」には長門国豊浦郡額部奴加郷とある。

次に弓削氏であるが、天平六年（七三四）の「正税帳」には正六位上行掾弓削宿禰の地位にあって、長門周防の弓削氏が、天武十三年（六八四）に宿禰を賜姓されていたことがわかる。「類聚三代格」貞觀十八年（八七六）三月二十七日の太政官符にも、長門国銅使鑄銭司判官弓削秋佐の名前がみえる。弓削連は弓削部を管掌し、弓の

郡玖珂郷延喜八年戸籍」で再び触れるつもりだが、秦部は被支配階級に属する一般農民層、秦人は単なる部民とちがって下流の小豪族層として地方に広く分布し、中央の秦氏の管掌下に絹織物の貢上を職としたと考えられている。「古語拾遺」雄略朝の条には「貢れる

製作にあたる伴造である。奈良時代においては、伴造として有力な弓削氏一族が居住し、栄えていたのであろう。とすれば、弓削氏一族の長門周防への定着もかなり古く考えられ、飛鳥時代まで遡ってみても差支えあるまい。かの政僧道鏡（？—七七二）も弓削氏であったが、宿禰を賜姓された本宗家の系譜とはちがって、彼の場合は支流諸家の家系に終わったようである。

茨田氏については、「古事記」神武天皇の条に、茨田連の祖が日子八井命であることを伝えている。「姓氏録」の右京・山城国の皇別にも、茨田連について、神八井耳命男彦八井耳命の後なりとする。「和名抄」に河内国茨田郡茨田郷があり、茨田氏は、茨田の堤や屯倉に従事した一族の系譜を辿っていると思われる。前文の秦氏の項で、少し触れておいた。「正税帳」の従七位上茨田連光は、正税目録帳を翌年の天平七年七月に作りあげた人であるが、その地位からして、周防の茨田氏も古来からの名族のようである。

汶且才智については、「姓氏録」左京・右京諸蕃に、百済国都慕王二十四世孫汶淵王だとか、己汶氏を「百済連古王孫汶休奚の後」とし、汶斯氏を「百済速古王孫比流王の後」とするなど、どうやら百済系帰化人を示している。

凡海氏については、「日本書紀」天武十三年十二月条に、凡海連が宿禰を賜姓されたことを記す。凡海連は海部を管掌し、海産物の貢上に奉仕する伴造とされる。「姓氏録」右京神別には「海神綿積豊玉彦神子穗高見命の後なり」とある。また天武天皇の幼名である大海人皇子の名は、養育にあたった乳母が大海人氏であったことに由来するとされる。天平十年の「正税帳」にみえる凡海部我妹は、部領使として東国からの防人を、長門の豊浦から京に向かって輸送